

令和6年度

教育行政方針

宿毛市教育委員会

はじめに

宿毛市は、宿毛市振興計画で「人が輝き 自然と生きる 共感・共創のまち“宿毛”」をめざし、豊かな地域資源の価値を知恵と工夫で最大限に高め、未来の宿毛で活躍する人材をみんなで育て、新しい誇れる歴史を刻んでいくことをまちの将来像としてまちづくりに取り組んでいます。

その将来像を実現するための4つの政策目標の1つの柱として「学びと交流で明日の人を創る」ことを目標としており、教育の振興は、地域の発展に大きく寄与するものと考え様々な取り組みを行うとともに、国際目標SDGsの達成に向けて可能な取り組みを進めることが求められています。

さらに、国の第4期教育振興計画では、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念であるウェルビーイングの向上が求められており、本市においても学校教育、社会教育における様々な教育活動により、いかに社会が変化しようと、生涯にわたって学び続け、社会の一員という自覚を持ちながら、主体的に判断し、行動できるたくましい人材を育成していく必要があると考えています。

令和6年4月からの「宿毛市教育振興基本計画」では、「夢と志を持ち、心豊かに生き抜くことができる人材の育成」、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、地域の発展をけん引する人材の育成」、「多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働しあう人材の育成」を基本理念として定め、教育の振興を図っていくこととしています。

地域振興の礎は、人づくりにあります。

宿毛市は、明治維新以降、国の発展のために活躍した数多くの人材を輩出した地域であります。その郷土の伝統と文化を大切にしつつ、子どもたちが大きな夢と志を持ち、生涯にわたって学び続ける意欲が持てるよう確かな学力の保障と豊かな人間性を身につけた、健康でたくましい人づくりを目指してまいります。

人権教育

1. 基本方針

市民一人ひとりが人権の意義と重要性について正しい認識と理解を深め、一人ひとりの尊厳や価値が尊重され、不当な差別をなくするため、学校教育や各職域、生涯学習の場等、あらゆる機会を通じて人権教育を積極的に推進してまいります。

また、部落差別、高齢者や障害者に対する差別に加え、近年ではインターネットによる人権侵害、性的マイノリティに対する偏見や差別、新型コロナウイルス感染症の罹患者や医療従事者への偏見や差別など、これまで顕在化していなかった新たな人権課題が発生しています。これらの課題に対する意識を共有し、全ての人が、人として尊重し合える明るいまちづくりと人権意識の向上に努めてまいります。

2. 重点目標・施策

(1) 人権教育の推進

人権や人権問題の正しい理解を促すため、人権週間等を通じた啓発活動や人権教育推進講座を実施し、学習と啓発の充実に努めます。

(2) 人権教育を推進する人材の育成

関係機関・団体と連携し、人権教育を推進する人材の育成に努めます。

学校教育

1. 基本方針

学校教育では、少子高齢化による人口減少、グローバル化の進展など将来の予想が困難な時代において、これまで以上に自ら考えた夢と志を持ち、自らがその目標に向かって実践的に取り組んでいくことが求められております。

学習指導要領では、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、実際の社

会や生活で生きて働く「知識及び技能」の3つの力をバランスよく育むことが求められており、長年その育成を目指してきた「生きる力」の理念を改めて捉え直すとともに、その理念の具体化に向けて実践的に取り組んでいくことが求められております。そのために、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力の保障と豊かな人間性の向上に取り組んでまいります。

重点的な取り組みの一つである、子どもの「夢」や「志」を育み、かなえる力を育成するキャリア教育の推進や、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導を行うため教職員の資質向上に努める中で、学校、保護者、地域、行政が同じ方向に向かってチーム学校として協力して取り組んでいけるよう努めてまいります。

将来を見据えた学校づくりにつきましては、児童・生徒数の動向を見極めながら、学校再編と併せて小中一貫教育を推進してまいります。

西地域の学校建設に向けては、学校の規模や配置、コンセプトなど基本的な案となる基本計画の策定に向けて取り組みます。

また、本市でも不登校傾向の児童・生徒は依然として多く見られます。このため、教職員だけでは対応できない問題等に対してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員、支援員等が協力して相談業務や支援等を行う中で、児童・生徒はもとより保護者に対しても支援を継続し、学校や保護者、地域、関係団体等と連携を図る中で、その解決に向けた取り組みを進めてまいります。

2. 重点目標・施策

(1) 基礎学力の定着と学力の向上

全国学力・学習状況調査や標準学力調査、高知県学力定着状況調査等の結果を学校現場と共有し、それぞれの学校における課題を分析するとともに、課題解決に向けた具体的な取り組みを協議、授業改善を図る中で、基礎学力の定着と学力の向上に繋がります。

また、高知県が実施している、教育版「地域アクションプラン推進事業」や放課後等学習支援事業を積極的に活用し、学力向上に向けた各種事業を推進します。

学校生活満足度アンケートを継続して実施することにより、児童・生徒の学校での生活意欲や満足度、ソーシャルスキル能力をより詳しく把握する中で、生活面の改善を図り、学力向上に努めます。

(2) キャリア教育の推進

児童生徒が自身の学びを記録し、自己の成長を実感しながら自己研

鑽につなげる「キャリアノート」（キャリアパスポート）等を活用し、社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育の更なる充実を図ります。

また、宿毛の文化、産業などの体験活動を通じて、知識や理解を深め「自分が好き・友達が好き・郷里（ここ）宿毛が好き」と思える児童生徒の育成に努めます。

（３）教職員の資質、指導力の向上

学習規律の確立や授業力の向上など、教職員としての基本的な資質はもとより、豊かな人間性や幅広い視野を身につけるための総合的な研修を推進するとともに、教育研究所を中心として教科研修の充実を図る中で、授業改善、指導力の向上に努めます。

また、教育委員・校長・教頭合同会や定例校長会等を通じて、学校現場と教育委員会の連携強化に努め、様々な課題について共通認識を持つとともに、同じ方向に向かって協力して取り組む意識の醸成に努めます。

（４）国際理解教育・外国語教育の推進

グローバル化した社会に対応するため、外国語教育の充実を中心とした国際理解教育の推進を図ります。

外国語指導助手（ALT）を配置し、小学校・中学校における外国語教育の充実を努め、コミュニケーション能力の素地を養い、国際社会の一員として活躍できる人材の育成に努めます。

（５）特別支援教育の充実

発達障害を含めた全ての障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向する「インクルーシブ教育システム」の構築の推進するため、全ての学校において、特別支援教育学校コーディネーターを校務分掌に位置付けます。また、課題を抱える子どもが在籍する学校に対しては、特別支援教育支援員を配置し、子どもの能力を伸ばすための支援に努めます。

（６）情報教育の推進

児童生徒の発達の段階に応じた情報モラルを身に付けさせるとと

もに、GIGA スクール構想により整備された環境を活用し、急速に進展する高度情報化社会に適応できる子どもの育成に努めます。

また、デジタル教科書やデジタルソフト等の ICT 機器を有効活用し、個別最適な学びや効果的・効率的な学習を実施することにより、端末活用の日常化を目指し、一人ひとりに確かな学力を定着させるとともに、情報活用能力の育成を図ります。

(7) 小中一貫教育・連携教育の推進

学力の向上や生徒指導における課題の解消等、教育効果の更なる向上に向けた取り組みとして、小学校・中学校の連携を深めながら、義務教育の 9 年間及び義務教育を終えた子どもたちの姿を見据えた教育を推進するため、小学校・中学校の特性を活かしながら小中 9 年間の一貫的な教育を進めます。

(8) 不登校児童生徒への支援の推進

令和 6 年度は、教育研究所に開設している教育相談センター（ふれあい教室）が、閉校後の橋上小学校で活動を開始します。

新たな活動場所により、不登校児童生徒や保護者の支援に努めるとともに、不登校傾向が見られる児童・生徒の個々の状況を把握する中で、引き続き、スクールソーシャルワーカー活用事業や不登校対策支援員の配置、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会の活動等を通じて、関係機関と連携を密にする中でよりきめ細かな取り組みを推進します。

(9) いじめ問題、児童虐待等への対策

お互いに理解し認め合う人権教育を行う中で、いじめ問題等の予防に努め、関係機関との連携を図る中で、学校におけるいじめの積極的な認知、早期の組織的対応を行い、いじめの発生や早期解決に努めます。

(10) 豊かな心を育む道徳教育の推進

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳教育を推進し、規範意識や道徳心、人権を尊重する心の育成に努めます。

(1 1) ふるさと教育の推進

自ら明るい未来を切り開くことのできるたくましい人材の育成のため、本市独自の副読本「日本を築いた宿毛の人々」などの活用により、明治維新以降活躍した郷土の偉人についての学習や、宿毛の文化、産業などについての体験活動を通じて、知識や理解を深め郷土愛を育てていきます。

また、令和6年度は、小学校3・4年生で使用している社会科副読本を現状にあわせて改訂を行います。

(1 2) 人権教育の推進

自他の人権を大切にしようとする心や態度を育成するために、児童生徒の人権標語・人権作文の発表などを通じて、人権に関する知識理解や人権感覚を養うことに努めます。

(1 3) 読書教育の推進

学校図書の実充に努め、子どもたちが読書を通じて豊かな感性や人間性を養い、本好きの子どもを増やすよう読書活動の実充に努めます。

(1 4) 環境教育の推進

総合的な学習の時間や山の学習支援事業などを活用し、発達段階に応じた環境教育を推進する中で、郷土の豊かな森林や川、海での体験学習などを実施することで、環境保全の大切さを認識し、自然を愛し行動できる人づくりに努めます。

(1 5) 防災教育の推進

児童・生徒、教職員の危機管理の意識の高揚を図るため、各学校において東南海、南海地震に備えた防災教育や避難訓練の実施など、地域、保護者、関係機関との共通理解、連携を充実させていく中で引き続き防災教育の推進に取り組みます。

(1 6) 学校・家庭・地域の連携強化

地域学校協働本部及びコミュニティ・スクールの実施により、学校活動に幅広い地域住民等の参画を図り、学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちの教育を考え、支えていく環境づくりに努めます。

(17) 安全・安心対策の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、青少年育成センターを中心として、スクールガードリーダーの活用や巡回指導、地域ボランティアによる「子ども見守り隊」の活動等を有機的に結びつけ、犯罪から子どもたちを守る取り組みを推進します。

また、多くの児童生徒が通学時に利用している自転車の安全教育の実施や、小学校入学時のヘルメット配付事業など交通安全対策を推進します。

(18) 体力の向上

全国体力・運動能力調査の結果を踏まえ、他教科と同様に体育の授業改善にも工夫を凝らすとともに、休み時間等を活用した運動を奨励します。また、日常生活においても、保護者や地域社会の理解と協力を得る中で、生活習慣や運動習慣の確立に向けた取り組みを行い、子どもたちの体力・運動能力の向上に努めます。

(19) 学校における働き方改革の推進

教職員の長時間勤務は全国的な課題となっており、本市においても同様の傾向がみられます。

校務支援システムの活用により出退勤の管理や事務処理の効率化を図る中で、学校における業務効率化の取り組みを進めるとともに、教員業務支援員など各種支援員を活用することにより学校における働き方改革の推進に取り組みます。

令和6年度は、教職員が業務で使用しているパソコンの更新を行います。

(20) 教育環境の整備

本市の多くの学校は、建築後年数も経過しており、安全・安心で快適な教育環境を保持するため適宜改修等を図る中で教育環境の向上に努めます。

また、西地域の小中学校の移転につきましては、基本計画の策定を行い、事業推進に向けて取り組みます。

さらに、学校統合などによる遠距離通学児童生徒の通学の手段としてスクールバスの運行や遠距離通学補助を実施し児童生徒の教育環境の向上に努めます。

学校給食

1. 基本方針

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であり、「食育」は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたり健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となるものです。

学校における食育は、学校給食を生きた教材として活用し、より実践的な指導を行うことが特徴であり、栄養教諭による食に関する指導の更なる推進に向け取り組んでまいります。

2. 重点目標・施策

(1) 安心安全な学校給食の提供

学校給食法の規定に基づく学校給食衛生管理基準を遵守し、学校給食施設の適切な管理を行うとともに、食物アレルギー対応として除去を原則に実施するなかで、安心安全で魅力あふれる給食を提供します。

(2) 児童生徒の健康増進

成長過程にある児童生徒に栄養バランスの取れた学校給食を提供し、児童生徒の健康増進に取り組みます。

(3) 食育の推進

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性を育むために、栄養教諭が食に関する指導目標に合わせた献立作成を行い、食の教育を実践するとともに、食育推進の要として学校、家庭、地域社会と連携し、郷土の食文化や地場産物に対する理解と関心を深めていきます。

(4) 地産地消の推進

漁協などの各関係機関をはじめ、地元生産者等との連携を深め、地場産物を給食献立に積極的に活用し、更なる地産地消の推進に取り組みます。

(5) 施設整備の充実

現在建設中の新設学校給食センターは、工事もほぼ順調に進んでおり、令和6年度末に完成予定となっております。完成後は、新設学校給食センターの稼働準備に着手し、令和7年8月からの供用開始にむけて取り組めます。

生涯学習

1. 基本方針

生涯学習につきましては、少子高齢化、国際化、高度情報化等の社会情勢を背景に、市民の価値観やライフスタイルが変化しており、多様なニーズに対応した総合的な学習機会の充実が求められています。

また、これまで培ってきた地域における人と人とのつながりは、人口減少が進む中で希薄化傾向がみられ、加えて、家族形態の変容とともに、子どもを取り巻く環境も大きく変わり、地域の教育力の低下が指摘されています。

これらの課題を解決し、生きがいと潤いのある人生を過ごすことができるよう、宿毛文教センターを拠点として、地域の皆様が気軽に集える機会を提供し、「いつでも、どこでも、誰でも」が、自発的に学習できる機会を充実させることによって、地域全体の教育力の向上を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重され、子どもたちが健やかに育つ豊かで文化的な地域社会づくりに取り組んでまいります。

また、市民の健康増進や体力づくりを図ることで、より充実した生活を送ることができるよう、各種スポーツ団体等と協力し、宿毛市総合運動公園を拠点として、競技力の向上等を含んだ生涯スポーツの振興に努めるとともに、スポーツ合宿やスポーツ大会を積極的に誘致することで、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組んでまいります。

2. 重点目標・施策

(1) 家庭教育の推進

家庭、地域、学校及び家庭教育推進協議会等の関係機関と連携する中で、子どもたちが基本的な生活習慣や社会的なマナー等を身につけ、自尊感情を育み、心豊かで健全な成長が図られるよう、子どものみならず保護者も対象とした子育てに係る講演会や研修会等を実施して、家庭の教育力の向上に努めます。

(2) 青少年健全育成の推進

放課後子ども教室・放課後児童クラブの取り組みにより、放課後等の子どもたちの安全で安心な活動場所を確保するとともに、青少年育成センターを核として、家庭、地域、学校及び関係機関が連携し、地域の教育力を活用する中で、地域ぐるみで子どもたちの健全育成に努めます。

また、各種子ども教室や子どもから高齢者までを対象としたふれあい事業等の公民館事業を通じて、地域の教育力を活用した世代間の交流も進めます。

(3) 文化活動の推進

市民の多様な学習要求に応えられるよう、宿毛市展や芸術祭等の芸術・文化に親しむ機会を提供し、公民館の各種サークル活動の育成支援を行う等、市民及び文化団体等が自ら行う文化活動について支援するとともに、「宿毛市市民講座」を引き続き開催し、市民の方々に学びの機会を提供することで、豊かで生きがいのある生活を実感していただくよう取り組みます。

今年は「宿毛市制 70 周年」であるとともに、「宿毛市展」が 60 回目となる節目の年であります。これからも長く地域の芸術・文化の核となるよう、内容充実に努めます。

また、保育園年長クラスを対象に、楽しく英語にふれることができる「えいご塾日新館事業」を実施し、学習機会の提供に努めます。

宿毛歴史館においては、「宿毛市制 70 周年」に連動した 70 年間の宿毛の出来事を詳細にデータベース化する事業をスタートさせます。

また、従来の「史跡でスタンプ」にボランティア育成要素を加味して、「子ども町歩き ボランティア育成事業」を実施して周辺史跡周遊の取り組みを継続し、併せて、文化財の維持管理と保護及び愛護思想の普及に努め、地域の芸能・伝統文化の継承・発展に努めます。

さらに、宿毛文教センターの情報を SNS 等で発信するとともに、「広報すくも」や図書館だより「さくら」などにより学習情報の提供に努めます。

(4) 図書サービスの充実

坂本図書館においては、必要な図書購入によりサービスの向上を図るとともに、「オーテピア高知図書館」とも連携し、相互貸借等の図書サービスの充実に努めます。加えて、読み聞かせや読書講座などを

実施して、読書教育の推進を図るとともに、図書館内でのイベントを実施し、来館者の増加に努めます。

(5) 生涯スポーツの推進

NPO 法人宿毛市体育協会をはじめとする各種スポーツ団体やスポーツ推進委員等と連携し、サイクルフェスティバルや宿毛マラソン等、スポーツイベント等を通じて、多くの市民が体力や年齢、技術に応じて、生涯スポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた市民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指します。

なお、令和6年度は、市政70周年記念事業の一環として、宿毛名誉市民である豊ノ島と親交が深いトップアスリートを招聘し、子どもたちにスポーツの楽しさを伝え、スポーツを始めるきっかけとして、または、スポーツを継続していく目的意識向上の場としてスポーツ教室を実施します。

(6) スポーツを活用した交流人口の拡大

各種スポーツ団体や高知県及び宿毛市観光協会等連携し、プロ野球自主トレキャンプや大学運動部合宿誘致などのスポーツツーリズムによる交流人口の拡大、自転車レースやレスリング大会などの誘致による市外からの誘客の増加を図り、まちづくり、雇用の創出など、地域や経済の活性化につなげます。

(7) 体育・スポーツ施設の整備充実

誰もがスポーツを行いやすくするため、スポーツ施設の改修・整備を促進します。

なお、令和6年度は宿毛市総合運動公園陸上競技場の3種公認にかかる改修工事が行われます。

幡多地域の陸上競技力の維持・向上のため、今後も幡多地域の全市町村のみならず県全体で支え合う施設として市長部局とも連携しながら整備に向けて取り組みます。

また、各社会体育施設等について、民間の能力を活用し、効率的かつ効果的な管理運営を図るため、令和4年度より指定管理者制度を導入しました。今後においても、指定管理者と連携し管理運営を行うことで、利用者の利便性の向上を図っていきます。

(8) 部活動の地域連携・移行の推進

子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を推進します。

また、総合型地域スポーツクラブの充実やクラブチーム等の体制強化等も推進することで、子どものニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を目指します。